

申請は、各区の土木事務所へ

横浜市内各区土木事務所一覧

名 称	住 所	電 話	FAX
青葉土木事務所	〒225-0024 青葉区市ケ尾町31-1	045(971)2300	045(971)3400
旭土木事務所	〒241-0032 旭区今宿東町1555	045(953)8801	045(952)1518
泉土木事務所	〒245-0016 泉区和泉中央北 5-1-2	045(800)2532	045(800)2540
磯子土木事務所	〒235-0016 磯子区磯子3-14-45	045(761)0081	045(753)3267
神奈川土木事務所	〒221-0801 神奈川区神大寺2-28-22	045(491)3363	045(491)7205
金沢土木事務所	〒236-0014 金沢区寺前1-9-26	045(781)2511	045(781)2822
港南土木事務所	〒233-0004 港南区港南中央通 10-1	045(843)3711	045(845)6489
港北土木事務所	〒222-0037 港北区大倉山7-39-1	045(531)7361	045(531)9699
栄土木事務所	〒247-0007 栄区小菅ケ谷1-6-1	045(895)1411	045(895)1421
瀬谷土木事務所	〒246-0022 瀬谷区三ツ境153-7	045(364)1105	045(391)6974
都筑土木事務所	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	045(942)0606	045(942)0809
鶴見土木事務所	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-28-1	045(510)1669	045(505)1318
戸塚土木事務所	〒244-0003 戸塚区戸塚町2974-1	045(881)1621	045(862)3501
中土木事務所	〒231-0023 中区山下町246	045(641)7681	045(664)6196
西土木事務所	〒220-0055 西区浜松町12-6	045(242)1313	045(241)7582
保土ヶ谷土木事務所	〒240-0005 保土ヶ谷区神戸町61	045(331)4445	045(335)0531
緑土木事務所	〒226-0025 緑区十日市場町876-13	045(981)2100	045(981)2112
南土木事務所	〒232-0024 南区浦舟町2-33	045(341)1106	045(241)1156

工事着工前に、
各区の土木事務所へ
「排水設備の計画確認申請」を
行ってください！



その際
この確認書も
添付して下さい。

助成金が
出ます

新築・改築の際には 宅内雨水浸透ますの設置を ご検討ください



横浜市では、地下水を涵養し、水辺と緑を保全し、良好な水環境を次世代に引き継ぐため、雨水浸透ますの設置を促進しています。

宅内雨水浸透ます
設置検討確認書が
付いています。



おかえりなさい
元気な水



排水設備工事を行うときは、排水設備(水洗便所改造)計画確認申請が必要です。

平成23年4月1日から、排水設備(水洗便所改造)計画確認申請の際に、宅内雨水浸透ますの設置をご検討いただき、**宅内雨水浸透ます設置検討確認書**をご提出いただいております。
(「宅内雨水浸透ます」とは屋根からの排水を受ける「ます」です。「接続雨水浸透ます」は対象外です)

まずは
お問い合わせ
ください！

私の家には
宅内雨水浸透ますを
付けることが
できるの？

宅内雨水浸透ますって
どういうものか、
もっとよく
訊いてみたい

興味は
あるけれど、
手続きが
面倒くさそう

…など、何でもお気軽にお問い合わせください。

横浜市下水道河川局管路保全課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
☎045(671)2829 ☎045(641)5330

関連ホームページ

★雨水浸透ますについて



★宅内雨水浸透ます
設置助成制度について

★排水設備の計画確認について
(申請書等のダウンロードもできます。)



★排水設備指定工事店

★横浜市排水設備要覧



宅内雨水浸透ますを 設置できる場所

「浸透施設設置判断マップ」で
「可能地」と判定されている
場所であること。

浸透施設設置判断マップは、公共下水道
台帳図「だいちゃんマップ」に掲載して
います。

◆その他の設置基準は、「宅内雨水浸透ます設置
検討確認書 確認項目・内容」(次ページ)を参
照してください。

宅内雨水浸透ます設置助成金

建築物の所有者等(個人・法人ともに可)に助成金を交付します。

★助成金額(1個につき)

- ますの内径φ150mm……………15,000円(新設)
28,000円(付替え)
- ますの内径φ200mm以上…18,000円(新設)
31,000円(付替え)

※上記に加え、1件につき50,000円以内を
助成します。

★助成金の申請は、「排水設備計画確認申請」と同時に
各区土木事務所にしてください。

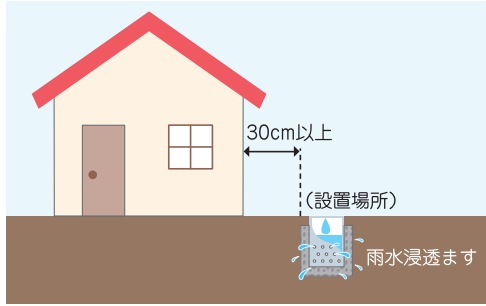
★工事完成時に現地を確認します。



※裏面もあります

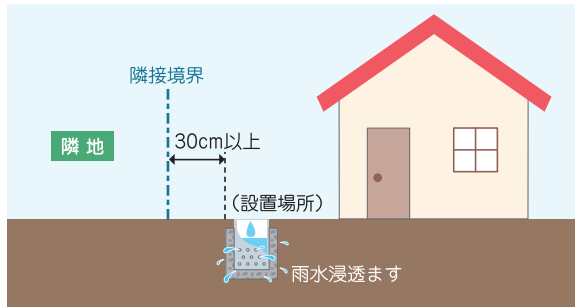
宅内雨水浸透ます
設置検討確認書
確認項目・内容

建築物と雨水浸透ます
砕石外側との隔離

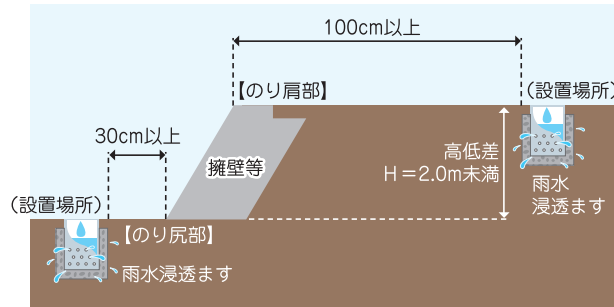


隣接境界及び擁壁等と雨水浸透ます砕石外側との隔離

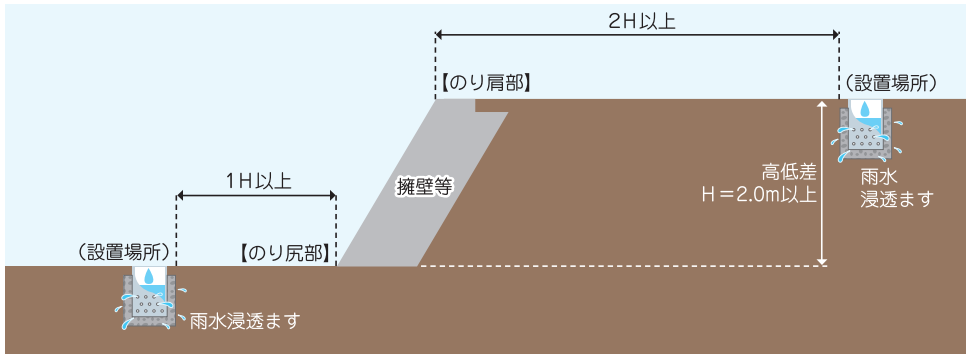
ア:高低差がない場合



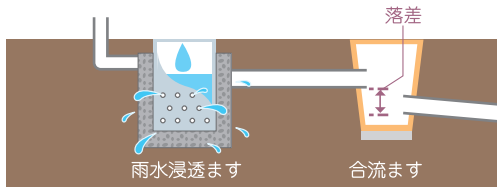
イ:高低差2.0m未満の擁壁等がある場合



ウ:高低差2.0m以上の擁壁等がある場合



設置場所の排水方式が
合流式の場合



合流ますでの落差を
排水管径以上とり、
汚水の逆流を防止する

★詳細については横浜市排水設備要覧を参照して下さい。

★宅内雨水浸透ますは排水管を有し、公共下水道に接続されていなければいけません。

★設置の際、地下水が出たり、建物からの必要な距離がとれないこと等が判明した場合は、設置を中止してください。(設置基準に適合しない場合、助成金は交付されません)
また、現地確認時に設置基準を満たしていないことが判明した場合は、宅内雨水ますへの取替等の措置をお願いします。(この場合も助成金は交付されません)

維持管理の
お願い

宅内雨水浸透ますの浸透機能を保つため、時々ますの中を見て、落ち葉やごみが入っていたら取り除いてください。



第1号様式(第4条)

宅内雨水浸透ます設置検討確認書

■次の項目にご回答ください。(必要事項を記入し、該当する□欄にチェックしてください。)
■排水設備(水洗便所改造)計画確認申請書と一緒に提出してください。

排水設備計画確認
申請書確認番号

確認項目・内容	回答欄	
1 建築物の所在地	横浜市 区	
2 浸透施設設置判断マップで、「可能地」となっているか	☐ 可能地である	☐ 不可地である
☆建築物の所在地が不可地の場合、以下の項目の回答は不要です。 ★建築物の所在地が可能地の場合、宅内雨水浸透ますの設置条件に適合するか検討し、以下の項目にご回答ください。		
3 建築物と雨水浸透ます砕石外側との隔離	☐ 30cm以上ある	☐ 30cm以上ない
4 隣接境界及び擁壁等と雨水浸透ます砕石外側との隔離		
ア 隣地と高低差がない場合	☐ 30cm以上ある	☐ 30cm以上ない
イ 高低差2.0m未満の擁壁等がある場合	高低差 () m	
雨水浸透ます砕石外側と擁壁等の「のり肩」との隔離	☐ 100cm以上ある	☐ 100cm以上ない
雨水浸透ます砕石外側と擁壁等の「のり尻」との隔離	☐ 30cm以上ある	☐ 30cm以上ない
ウ 高低差2.0m以上の擁壁等がある場合	高低差 () m	
雨水浸透ます砕石外側と擁壁等の「のり肩」との隔離	☐ 高低差の2倍以上の隔離がある	☐ 高低差の2倍以上の隔離がない
雨水浸透ます砕石外側と擁壁等の「のり尻」との隔離	☐ 高低差と同じ距離以上の隔離がある	☐ 高低差と同じ距離以上の隔離がない
5 設置場所の排水方式が分流式で、流末の排水先が U字溝 の場合		
宅地が道路より40cm以上高くなっているか	☐ 高くなっている	☐ 高くなっていない
6 設置場所の排水方式が合流式の場合		
合流ますでの落差を排水管径以上とり、汚水の逆流を防止できるか	☐ できる	☐ できない
7 宅内雨水浸透ますの設置基準と維持管理の責務を確認し、設置を検討した結果、宅内雨水浸透ますを	☐ 設置します () 箇所	☐ 設置しません
上記のとおり、確認しました。		
申請者氏名 _____		

＜宅内雨水浸透ますを設置される方へ＞

- ①回答欄の細枠で囲まれた部分にチェックがついた場合は、原則として宅内雨水浸透ますは設置できません。
- ②宅内雨水浸透ますを設置された方に助成金を交付します。この確認書と一緒に助成金交付申請書をご提出ください。
- ③設置の際、掘削して地下水がでたり、建物からの必要な距離がとれないこと等が判明した場合は、宅内雨水浸透ますの設置を中止してください。(設置基準に適合していない場合、助成金は交付されません。)
また、現地確認時に設置基準を満たしていないことが判明した場合は、宅内雨水ますへの取替等の措置をお願いします。(この場合も助成金は交付されません)
- ④宅内雨水浸透ますへの土砂、ごみ及び落ち葉の流入による目づまり等を防止するため、定期的に点検及び清掃に努めてください。